

岩手県告示第53号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸山田海岸船越南地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点16までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点16と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度25分39秒9023、東経141度58分34秒3417

基点2 北緯39度25分39秒9505、東経141度58分34秒5277

基点3 北緯39度25分39秒9860、東経141度58分35秒2708

基点4 北緯39度25分39秒9936、東経141度58分35秒8030

基点5 北緯39度25分39秒8073、東経141度58分45秒4639

基点6 北緯39度25分40秒0851、東経141度58分45秒4750

基点7 北緯39度25分40秒1591、東経141度58分45秒9384

基点8 北緯39度25分40秒1900、東経141度58分48秒5223

基点9 北緯39度25分40秒1479、東経141度58分49秒7571

基点10 北緯39度25分40秒0041、東経141度58分50秒0186

基点11 北緯39度25分39秒5267、東経141度58分50秒2253

基点12 北緯39度25分39秒3649、東経141度58分50秒8330

基点13 北緯39度25分39秒6805、東経141度58分51秒7184

基点14 北緯39度25分39秒3827、東経141度58分52秒5671

基点15 北緯39度25分33秒6675、東経141度58分50秒2036

基点16 北緯39度25分33秒9996、東経141度58分34秒2381

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。